

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 近 藤 司

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和元年10月30日から同年12月25日までの間に実施した定期監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第12項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

- 1 監査の基本方針 公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、事務事業が効率的、効果的に行われたかに重きをおいた監査を実施した。
- 2 監査の対象 福祉部・教育委員会事務局及び学校その他の教育機関
- 3 監査の範囲 平成30年度に実施した事務事業全般
- 4 監査を実施した委員 寺村伸治・柿並哲也・近藤 司
- 5 監査の方法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。
- 6 監査の結果 平成30年度に実施した事務事業の執行については、概ね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。
今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のため、なお一層の努力をされたい。
なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

福 祉 部

1 福祉部の主な事務事業

(1) 地域福祉課

- ア 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関すること。
- イ 引揚者、遺族援護及び軍人恩給に関すること。
- ウ 民生児童委員に関すること。
- エ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。
- エ 生活安定資金の貸付け及び低所得者生活資金に関すること。
- オ 総合福祉センター及び障がい者福祉センターに関すること。
- カ 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- キ 重度心身障がい者医療費の支給に関すること。
- ク 福祉手当（経過措置分）、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関すること。
- ケ 福祉団体に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- コ 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 生活福祉課

- ア 生活保護法に関すること。
- イ 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- ウ 生活困窮者自立支援法に関すること。

(3) 介護福祉課

- ア 高齢社会対策に係る企画調整に関すること。
- イ 老人福祉施設に関すること。
- ウ 老人福祉団体に関すること。
- エ 敬老行事に関すること。
- オ 介護保険事業の計画及び推進に関すること。
- カ 介護保険資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。
- キ 介護保険料の賦課及び収納に関すること。
- ク 介護保険給付に関すること。
- ケ 要介護認定に関すること。
- コ 介護サービス事業者の指導に関すること。
- サ 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定に関すること。

(4) 地域包括支援センター

- ア 支援センターの事業に関すること。
- イ 新居浜市地域包括支援センター運営協議会に関すること。

(5) 子育て支援課

- ア 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に関すること。
- イ 保育所に関すること。
- ウ 児童福祉団体、母子及び寡婦福祉団体に関すること。
- エ 子供広場及び児童遊園地に関すること（管理に関するものを除く。）。
- オ 子ども医療、ひとり親家庭医療及び養育医療に関すること。
- カ 児童手当、児童扶養手当等に関すること。
- キ 母子生活支援施設その他児童福祉施設に関すること。
- ク 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- ケ 父子福祉に関すること。
- コ 婦人保護に関すること。
- サ 子育て支援に関すること。

(6) 国保課

- ア 国民健康保険事業の計画に関すること。
- イ 国民健康保険資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。
- ウ 国民健康保険料の賦課及び収納に関すること。
- エ 保険給付に関すること。
- オ 高額療養費の貸付けに関すること。
- カ 国民健康保険の保健事業に関すること。
- キ 後期高齢者医療に関すること。

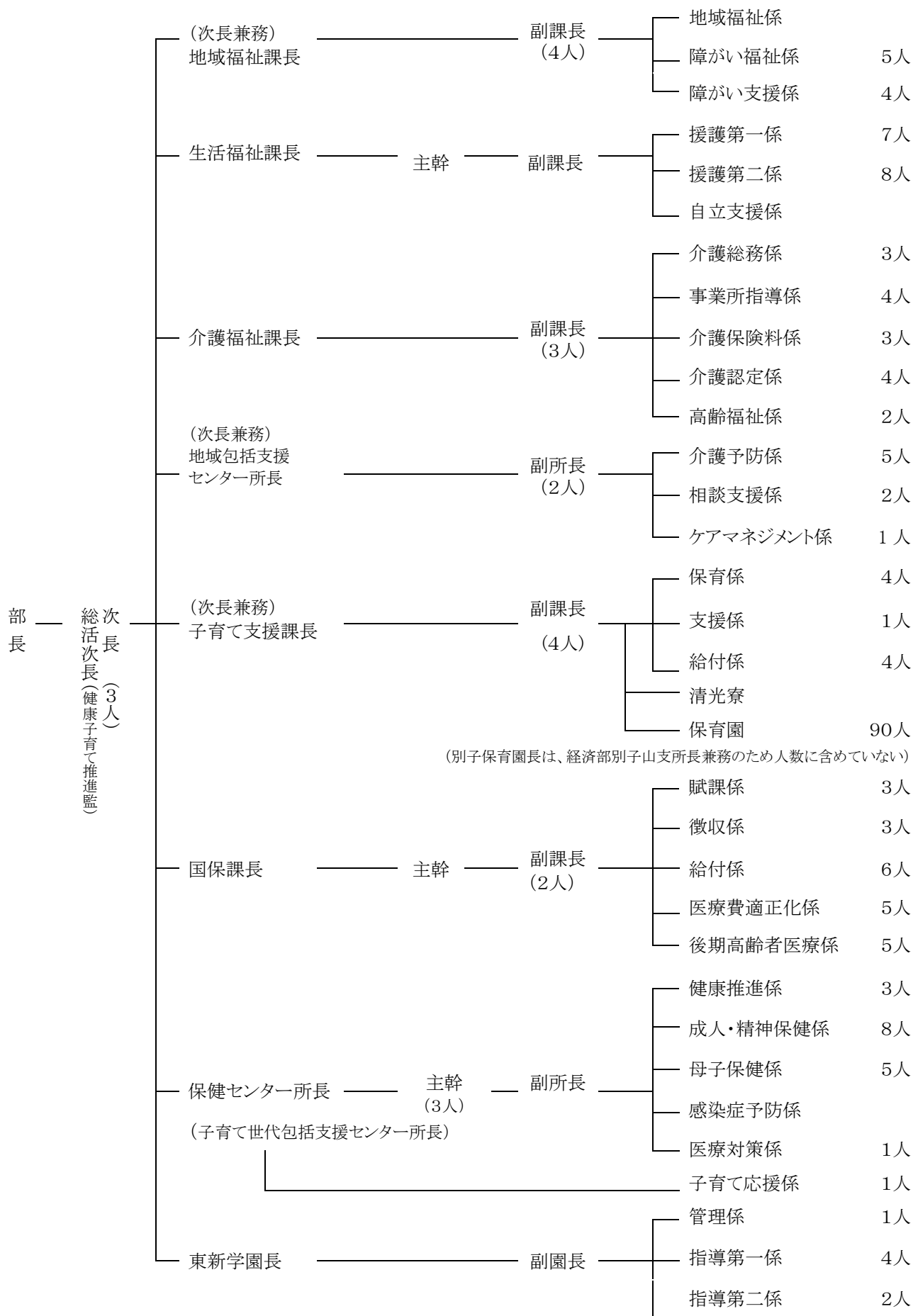
(7) 保健センター

- ア 健康づくり及び保健衛生思想の普及向上に関すること。
- イ 健康づくりに関する自主活動組織の育成指導に関すること。
- ウ 健康診査、健康相談及び保健指導に関すること。
- エ 栄養改善の指導に関すること。
- オ 予防接種に関すること。
- カ 疾病の予防に関すること。

(8) 東新学園

- ア 施設（敷地を含む。）の維持管理に関すること。
- イ 設備、備品等の使用及び保全に関すること。
- ウ 児童の養護及び生活指導に関すること。
- エ 児童の職業指導及び自立支援に関すること。
- オ 保護者及び関係諸団体との連絡並びに指導に関すること。

2 職員の配置状況 227人（平成31年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 平成30年度に実施した主な事業

(1) 障害者総合支援法に伴う障害福祉サービス

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」が平成25年4月には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等により障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」に改正された。

個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されるサービスを利用することにより、障がい者の自立や社会参加の促進が図られた。

<事業費>

障がい者自立支援給付費 2,524,742,239円

(介護給付・訓練等給付・相談支援給付、補装具、更生医療等)

障がい者総合支援法管理事務費 7,781,802円

(障害支援区分認定審査事務経費、総合支援法システム経費等)

地域生活支援事業費 48,178,515円

(コミュニケーション支援、訪問入浴、移動支援、日中短期入所事業等)

地域生活支援推進費 89,159,211円

(相談支援、タイムケア、地域活動支援センター、障がい者社会参加促進事業等)

(2) 敬老地域ふれあい事業

高齢者が地域で集える場づくりを支援するとともに、地域住民との交流を活性化させ、高齢者の社会参加促進を図った。

参加者数 自治会 5,829人 施設 437人

交付数 自治会 140自治会(校区連合自治会及び単位自治会) 施設 11施設

<事業費> 9,046,701円

【交付金内訳】自治会8,619,000円 施設411,701円

(3) 障がい児保育対策事業

保護者の就労等により保育が必要で、保育所で行う集団保育になじむ障がい児童を受け入れることにより、障がい児の成長発達の促進、保護者の就労支援等が図られた。

実施保育園数 22園

対象児童数 142人

加配保育士 58人

<事業費> 147,177,620円

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て親子の交流の場となる拠点施設を開設することにより、概ね3歳未満の親子等が気軽に集い、育児相談や情報収集、友達づくり等ができ、保護者が感じる不安感や負担感の軽減、支援が必要な児童等の早期発見、早期対応につながった。

延利用者数 55,260人(延利用児童数29,619人、延利用保護者数25,641人)

相談件数 2,884件

<事業費> 59,723,000円

(5) 就学前医療費助成事業

3歳以上就学前の幼児が外来診療を受けた場合の、保険給付に係る一部負担金を助成することにより、乳幼児保健の向上及び福祉の増進を図るとともに、子育てにかかる保護者の負担軽減に寄与した。

助成件数 126, 366件
<事業費> 270, 706, 543円

(6) 愛顔の子育て応援事業

少子化が進む中、愛媛の将来を担う子ども子育てを応援するために、県と連携して市内在住の第2子以降の出生時に5万円分の紙おむつ(約1年分)が購入できる応援券を保護者に交付し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。また、県内企業が生産した製品を市内店舗で購入することで、地域経済の活性化にも努めた。

応援券交付人数 477人 市内登録店舗数 44店舗
登録店舗への助成金 26, 782, 000円
<事業費> 29, 517, 959円

(7) 子育てサービス利用者支援事業

身近な場所には子育てひろばラトル内を拠点とし、また子育て支援課窓口にも専任職員を配置し、利用者の個別ニーズの把握と情報集約・提供、相談業務等を行った。さらに関係機関との連携により、子育て中の保護者の孤立の防止や育児の不安感の軽減、利用者の利便性の向上を図ることができた。

相談件数 1, 725件
<事業費> 7, 173, 872円

(8) 保健事業

国保被保険者の健康の保持増進、生活習慣病の発症及び重症化予防を推進し、医療費の適正化を図るために、特定健康診査及び特定保健指導、データヘルス計画の推進、脳ドック検診、はり・きゅう助成、レセプト点検、後発医薬品(ジェネリック)の利用促進、重複受診者等への訪問指導等の事業を実施した。

<事業費> 特定健康診査等事業費 69, 940, 451円
保健普及費 14, 525, 406円
はり・きゅう助成事業 14, 692, 860円
医療費適正化特別対策事業 8, 787, 141円

(9) 母子保健相談支援事業

妊産婦や乳幼児期に切れ目のない支援を提供するため、平成30年10月に保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設した。開設にあたり、施設の改修を行い相談室の設置と保健師、看護師4名を新たに配置し、家族から支援を受けられず孤立する妊産婦や何らかの問題を抱えるハイリスク妊婦等への支援を行うことができた。また、子育て支援課内にサテライトを設けたことにより、転入者にはワンストップのサービスが提供できるとともに保育園等関係機関との連携強化にもつながった。

【保健センター内】

母子健康手帳発行時健康相談 862件、一般妊婦電話相談 延920件

ハイリスク妊産支援（電話相談 287 件、家庭訪問 16 件、来所相談 20 件）

【子育て支援課内サテライト】

電話相談 84 件、家庭訪問 70 件、来所相談 171 件、転入時手続 142 件

他機関連絡 278 件

<事業費> 14,802,545 円

(10) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、地域における医療及び介護に関するサービス資源の把握、課題の抽出及び対応策の検討、関係者間の情報共有や研修等を行い、お互いの一体的なサービス提供に向けての協力体制が整った。

<事業費> 4,105,501 円

4 使用料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
総合福祉センター使用料	3,054,383	3,054,383	0	0
自動販売機設置使用料 (総合福祉センター)	130,232	130,232	0	0
老人ホーム費負担金 (慈光園入所者負担金等)	29,859,713	29,859,713	0	0
多目的広場使用料	44,176	44,176	0	0
児童福祉施設費負担金 (私立保育所保育料等)	431,177,608	421,492,565	2,052,682	7,632,361
公立保育所保育料、広域入所負担金、一時・延長保育使用料	177,645,007	175,784,180	183,777	1,677,050
別子保育園保育料	142,000	142,000	0	0
保育所保育料督促手数料	149,900	149,900	0	0
日本スポーツ振興センター 共済掛金保護者負担金	191,520	191,520	0	0
母子生活支援施設使用料	6,600	6,600	0	0

5 介護保険料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額	
介 護 保 険 料	現年度分	2,715,868,240	2,693,870,764	99.2%	0	21,997,476
	滞納繰越分	52,858,534	22,729,440	43.0%	11,150,642	18,978,452
	計	2,768,726,774	2,716,600,204	98.1%	11,150,642	40,975,928
督 促 手 数 料	-	516,200	516,600	-	-	△400

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

6 国民健康保険料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
国民健康 保険料	現年度分	1,942,413,530	1,853,509,856	95.4%	0	88,903,674
	滞納繰越分	155,813,500	68,797,751	44.2%	24,964,928	62,050,821
	計	2,098,227,030	1,922,307,607	91.6%	24,964,928	150,954,495
督促 手数料	-	785,610	785,610	-	-	0

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

7 後期高齢者医療保険料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
後期高齢 者医療 保険料	現年度分	1,180,941,730	1,174,266,870	99.4%	0	6,674,860
	滞納繰越分	8,000,480	4,818,780	60.2%	679,010	2,502,690
	計	1,188,942,210	1,179,085,650	99.2%	679,010	9,177,550
督促 手数料	-	169,100	169,400	-	-	△300

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

8 指摘事項及び回答内容 (回答は令和2年1月7日付け)

(1) 保育園の備品購入について

各保育園の備品購入については、子育て支援課がとりまとめているが、同課の物品購入契約書及び購入通知書綴には、保育園の備品購入に関する書類がとじられていない。全保育園の物品購入は、件数・金額とも相当な数に上るので、新たに保育園関係の物品購入契約書及び物品購入通知書綴を編さんの上、簿冊目録に追加記載し、適正に保管するよう改められたい。

(子育て支援課)

<回答>

今後、保育園関係の備品購入については、「物品購入契約書及び物品購入通知書綴」を新たに編さんし、また、簿冊目録にも追加記載し、適正に保管するよう改めます。

(2) 時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、システムへの入力誤りによる支給額の過不足が生じている。内容を確認の上改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(国保課)

<回答>

時間外システムへの入力誤りについては、直ちに人事課へ追給と返納の処理を依頼し、令

和元年12月に支払いと相殺を行いました。

今後におきましては、システム入力後に勤務者、事務担当者、管理職の3名で確認作業を行うようチェック体制を強化し、適正な事務処理を行います。

(3) 健康長寿事業の推進について

健康長寿の社会づくりは猶予が許されない喫緊の重要課題であり、これをより一層推進するため、次の事項について検討されたい。

ア 様々な事業が福祉部を中心として全庁的に展開されているが、事業推進の所管が多くの課所に分散しているため、事業全体の進捗状況や実施費用等を把握し難く、相互関係を有する事業が有機的、効率的に推進されているかどうか懸念される。受益者である高齢者に対し各施策の全体像をよりわかりやすく開示するとともに、個々の施策の優先度の評価や改廃等を迅速に行うため、組織横断的なプロジェクトチーム等を編成し、関係課所が一体となって推進することができないか。

イ 人手不足、若年人口の減少が続く中で、元気な高齢者の生きがい増進と生活力向上につながる働く場の拡充は、高齢者対策の基本ではないかと思われる。本市においても、事業の継続、発展に必要な人材確保に苦労を重ねている事業者は少なくない。能力も意欲もある高齢者に個々の能力、体力に応じて働いてもらえれば、高齢者の充実した人生にとっても、本市産業の維持、発展にとっても、意義は極めて大きい。高齢者の雇用拡大を健康長寿事業の最重要施策の一つに位置付け、関係機関、事業者等と連携の上、組織横断的に取組みを強化するべきではないか。

(福祉部全課所)

<回答>

健康づくりを全市的な運動として推進するため、昭和61年に全庁横断的な組織として、副市長を委員長とし、企画、福祉、環境、市民、経済、建設、教育委員会の各部局から委員を選出し、市民の健康を守る都市づくりに関する事業の調査研究及び効果的な推進を図る「新居浜市健康都市づくり推進委員会」を設置しています。今後、組織の機能強化を図り、健康長寿に関する施策を積極的に打ち出せる体制を整備してまいります。

また、今後、健康関連施策の総合的な企画、調整及び広報に関して取り組む部署の新設等につきましても、先進地の事例を調査研究してまいります。

就労を通じた高齢者の社会参加は、労働力の確保というメリットに加え、健康寿命の延伸を通じ、医療、介護に係る保険給付の削減につながる可能性もあり、高齢化に伴うコスト増に対する方策として非常に効果的であると考えられます。

しかしながら、高齢者については、意欲、経験、能力等の個人差があることや社会参加へのニーズも多様であり、年金収入、保有財産等の生計上の環境も大きく影響しますことから、様々な視点による支援が必要です。

地域のニーズと高齢者の就労・社会参加ニーズの確認、それらの組み合わせによって高齢者の就労・社会参加の機会を創出するために、庁内の関係部局やシルバー人材センター、ハローワーク等関係機関との連携について検討してまいります。

(4) 総合福祉センター及び障がい者福祉センターの老朽化対策について

平成8年開設の総合福祉センター及び昭和51年開設の障がい者福祉センターは、平成30年9月策定の公共施設再編計画によると、短期的には現状維持を基本とし、中・長期的には総合福祉センターの利用状況等により、空きスペースが確保できる場合は、障がい者福祉センターの機能を総合福祉センターに移す、多目的化を検討することとされている。

両施設はいずれもすでに老朽化対策が施設管理面で最大の課題となっている上、総額で年間約1億3,000万円（総合福祉センター別子山分館を含む）の管理運営費を要している。統合による維持管理費用の低減効果及び今後予想される障がい者福祉センターの老朽化対策工事費等を考慮すると、スペースの確保が可能であれば、総合福祉センターに集約する時期を早めた方がいいのではないかとも思われる。できるだけ早く検討に着手する方向で、関係課と協議されたい。

（地域福祉課）

＜回答＞

公共施設再編計画において、中長期の障がい者福祉センターの管理に関する基本方針として、総合福祉センターに空きスペースが確保できる場合は総合福祉センターの多目的化を検討するとされていますが、現在の総合福祉センターでは、これまでの利用状況に加え、災害時の一次避難所や福祉避難所としての機能及びその運営のための物資（パーテーション、仮設トイレ等）の保管も必要となっており、空きスペースの確保は困難となっています。

施設の老朽化対策としての工事等につきましては、総合福祉センター等修繕計画に基づき、工事内容や優先順位等も随時点検しながら効率的な改修に努めており、今後もそうした取組により経費の節減を進めるとともに、これら施設の効果的な利用につきましては、随時関係課と協議してまいります。

（5）生活保護費返還金・徴収金の債権回収対策について

生活保護費返還金・徴収金の債権回収対策については、昨年度の定期監査で指摘したところであるが、平成30年度においても、調定額、不納欠損額及び収入未済額が前年度を上回り、収入未済額は約4,400万円を超えている状況にある。

生活保護費返還金・徴収金の債権回収対策について更なる回収強化に取り組むとともに、返還金・徴収金が発生しないよう、収入申告等の義務について被保護者への周知を更に徹底するよう改められたい。

（生活福祉課）

＜回答＞

生活保護費返還金・徴収金の債権回収対策については、督促状、催告書の定期発送とともに債権管理課と連携しながら滞納者に対し納付を促しておりますが、少額での分割納付が多いことから債権回収が大きく進まない状況にあります。今年度は、一部滞納者に対し金融機関への資産調査を実施しましたが、預貯金は少なく債権回収に及んでおりません。しかしながら、この生活保護費返還金・徴収金の債権回収につきましては、重要な課題と認識しており、今後も債権管理課と連携し、資産調査や訪問調査等により債権回収の強化に努めてまいります。

また、収入申告義務については、費用返還や費用徴収が生じないよう年度当初に被保護者の方に周知徹底しておりますが、さらに家庭訪問の際に収入申告漏れがないよう生活状況の変動に留意してまいります。なお、令和元年10月に開始された年金生活者支援給付金の申請については対象者のほとんどの方に申請いただき、費用返還が生じないように努めております。

教育委員会事務局及び学校その他の教育機関

1 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の主な事務事業

(1) 社会教育課

- ア 教育委員会の会議及び庶務に関すること。
- イ 職員（県費負担教職員を除く。）の任免、給与、分限、褒賞、懲戒、服務、福利及び厚生並びに定数配置に関すること。
- ウ 社会教育施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- エ 社会教育施設の設置及び廃止に関すること。
- オ 公民館、交流センター、生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園、図書館、別子ハイツ自然学習館及び青少年センターに関すること。
- カ 青少年健全育成の推進に関すること。
- キ 学校及び生涯学習センター若宮学習館の体育施設開放の事務及び運営指導に関すること。
- ク 学校及び生涯学習センター若宮学習館の体育施設開放に伴う使用許可及び使用料収納に関すること。

(2) 学校教育課

- ア 学校施設及び幼稚園施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- イ 学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- ウ 学校及び幼稚園の管理運営の指導に関すること。
- エ 児童・生徒の就学事務に関すること。
- オ 県費負担教職員の人事、給与、福利及び厚生事務に関すること。
- カ 就園奨励関係事務に関すること。
- キ 就学援助事務及び奨学資金事務に関すること。
- ク 学校保健及び学校安全に関すること。
- ケ 放課後児童健全育成事業等の実施に関すること。
- コ 地域、学校及び家庭の協働及び連携に関すること。
- サ 共同調理場の建設に関すること。

(3) スポーツ振興課

- ア 体育施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- イ 体育施設の設置及び廃止に関すること。
- ウ 市民スポーツの振興に関すること。
- エ 体育及びスポーツの行事の企画、運営及び指導に関すること。
- オ 体育施設の使用許可及び使用料収納に関すること。

(4) 文化振興課

- ア 文化施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- イ 文化施設の設置及び廃止に関すること。
- ウ 芸術文化の振興に関すること。
- エ 文化財の保存活用に関すること。

- オ 新居浜市美術館及び広瀬歴史記念館に関する事。
- カ 公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団に関する事。
- キ 文化施設の使用許可及び使用料収納に関する事。

(5) 学校給食課

- ア 学校給食に関する事。
- イ 共同調理場に関する事。

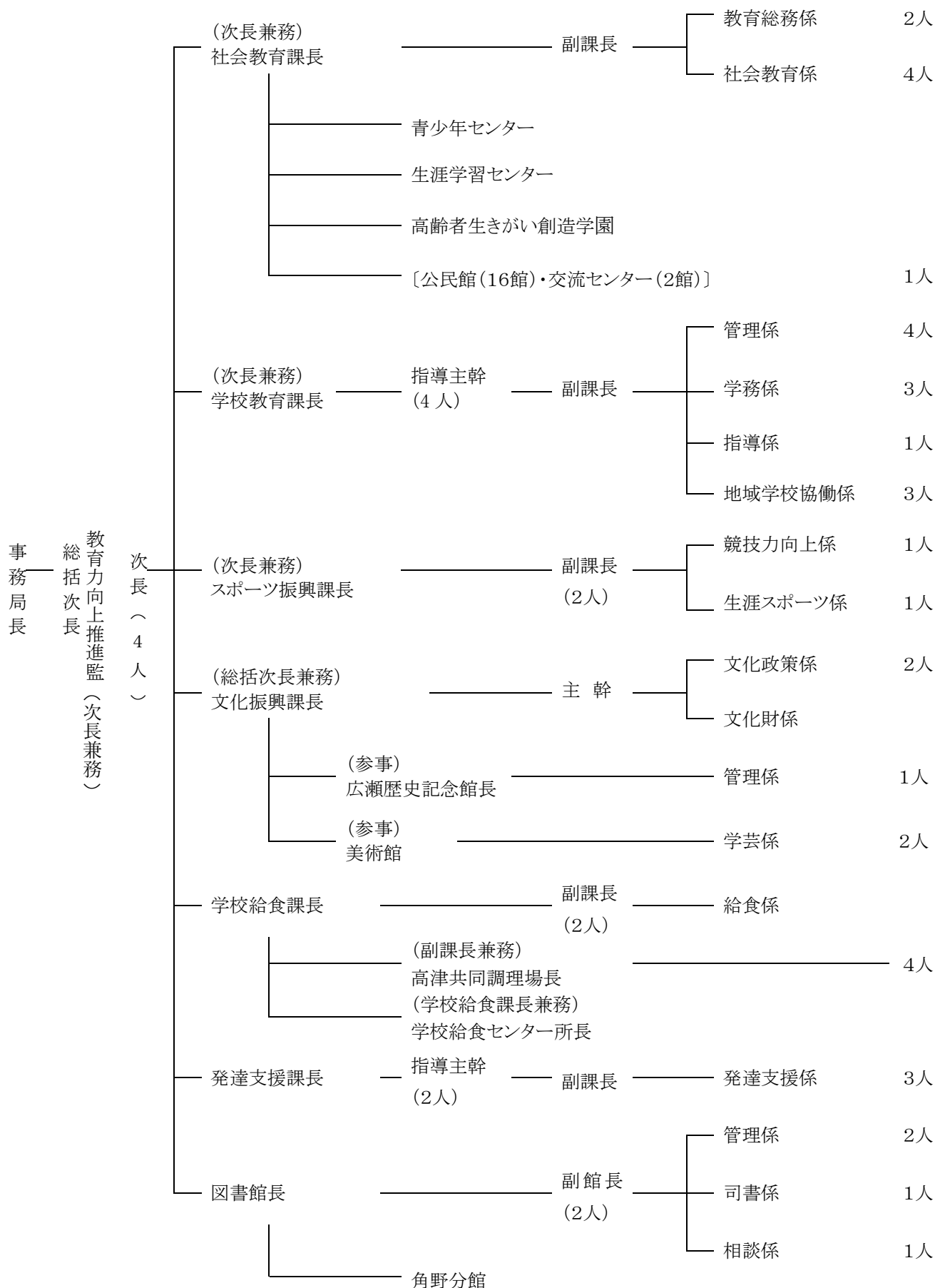
(6) 発達支援課

- ア 特別支援教育に関する事。
- イ 発達支援に関する事。

(7) 図書館（別子銅山記念図書館）

- ア 図書館資料の収集、整理及び保管に関する事。
- イ 資料を市民の利用に供し、その利用のための相談に応ずる事。
- ウ 読書会、研究会、講演会等の開催、奨励に関する事。
- エ 分館の管理運営に関する事。
- オ 自動車文庫青い鳥号の巡回に関する事。

2 職員の配置状況 64人（平成31年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



<幼稚園・小学校・中学校・公民館の職員配置状況>

(1) 幼稚園 (令和元年5月1日現在) (単位:人)

区分 幼稚園名	園児数	職員数	
		教員	生活介助員
王子	36	3	(3)
神郷	41	3 (1)	(3)
計	77	6 (1)	(6)

注 () 内は、臨時職員を示す。

(2) 小学校 (令和元年5月1日現在) (単位:人)

区分 学校名	児童数	職員数(市費)					
		調理員等	栄養士	用務員	指導員等	生活介助員	計
新居浜	192	1 (3)	(1)	(2)		(2)	1 (8)
宮西	218	1 (4)	(1)	(2)		(2)	1 (9)
金子	650	2 (5)		(1)		(6)	2 (12)
金栄	405	1 (4)	(1)	(2)		(3)	1 (10)
高津	658			(2)		(11)	(13)
浮島	124	1 (3)	(1)	(2)		(6)	1 (12)
惣開	344	1 (5)	(1)	(2)		(2)	1 (10)
垣生	241	1 (4)	(1)	(2)			1 (7)
神郷	564	2 (5)		(2)		(4)	2 (11)
多喜浜	132	1 (2)	(1)	(2)		(3)	1 (8)
泉川	590	2 (5)		(2)	(1)	(7)	2 (15)
船木	379	1 (5)	(1)	(2)		(5)	1 (13)
中萩	897	4 (8)		(2)	(1)	(11)	4 (22)
大生院	250	1 (7)		(2)		(2)	1 (11)
角野	634	2 (6)		(2)		(10)	2 (18)
別子	4						
計	6,282	21 (66)	(8)	(29)	(2)	(74)	21 (179)

注1 () 内は、非常勤職員等を示す。

2 調理員等には、給食搬送員を含む。

3 指導員等には、事務職員を含む。

(3) 中学校 (令和元年5月1日現在)

(単位:人)

区分 学校名	生徒数	職 員 数 (市費)					
		給食配膳員	用務員	指導員	生活介助員	事務職員	計
東	370		(2)	(1)	(6)		(9)
西	222	(2)	(2)	(1)			(5)
南	423	(2)	(2)	(1)	(2)		(7)
北	186	(2)	(2)	(2)	(2)		(8)
泉 川	229	(3)	(2)	(1)			(6)
船 木	162	(2)	(2)	(1)			(5)
ひびき分校	9					(1)	(1)
中 萩	466	(2)	(2)	(1)	(4)		(9)
大生院	116	(2)	(2)	(1)			(5)
角 野	308	(3)	(2)	(2)	(2)	(1)	(10)
川 東	505	(2)	(2)	(1)	(5)	(1)	(11)
別 子	17			(1)			(1)
計	3,013	(20)	(20)	(13)	(21)	(3)	(77)

注1 ()内は、非常勤職員を示す。

2 給食配膳員は、給食搬送員を含む。

(4) 公民館 (令和元年5月1日現在)

(単位:人)

区分 公民館等名称	職 員 数			
	館長(所長)	主事	主事補	管理人
新居浜	(1)	(1)	(1)	(1)
口屋跡記念	(1)	(1)	(1)	(1)
地域交流センター	(1)	(1)	(1)	(1)
金 栄	(1)	(1)	(1)	(1)
高 津	(1)	(1)	(1)	(1)
浮 島	(1)	(1)	(1)	(1)
惣 開	(1)	(1)	(1)	(1)
若 宮	(1)	(1)	(1)	(1)
垣 生	(1)	(1)	(1)	(1)
神 郷	(1)	(1)	(1)	(1)
多喜浜	(1)	(1)	(1)	(1)
大島交流センター	(1)	(1)	(1)	(1)
泉 川	(1)	(1)	(1)	(1)
中 萩	(1)	(1)	(2)	(1)
船 木	(1)	(1)	(1)	(1)
大生院	(1)	(1)	(1)	(1)
角 野	(1)	(1)	(1)	(1)
別子山	1		(1)	
計	1(17)	(17)	(19)	(17)

注 ()内は、非常勤職員を示す。

3 平成30年度に実施した主な事業

(1) 地域主導型公民館推進費（新しい公民館創造プロジェクト事業）

公民館では、地域の人々が集い、学べる場として、“つどう”、“まなぶ”を事業の柱とし、地域の課題解決を目指しており、公民館を地域の人々が気軽に集う場となるように、事業内容を見直しながら各種事業に取り組んだ。

小学校と連携した事業を実施することで、大勢の子どもが集まる機会を提供する地域も増えてきた。また、地域の大人も事業に関わるなど子どもから大人までが公民館を身近な存在と感じられるようになってきた。

＜事業費＞ 9, 116千円

(2) 多子世帯入学準備金支援事業

多額の出費が必要となる小学校入学時の準備に対する支援として、平成31年4月に入学予定の第3子以降のいる世帯に学用品の購入に使用できる「入学準備支援券」（2万円分）を交付、平成30年4月に入学した児童がいる該当世帯には、入学後に図書カードを交付することで、保護者の負担軽減を図ることができた。

＜事業費＞ 9, 919千円

交付件数及び金額

【平成30年度入学該当世帯】 177件 3,540,000円

【平成31年度入学該当世帯】 169件 3,355,000円

(3) 文化施設環境設備事業

老朽化が進んでいる文化施設、特に市民文化センターの施設整備により、利用環境の改善と利便性の向上を図るため、平成30年度は、市民文化センター中ホールマシン及び滑車更新工事、市民文化センター本館火災受信機更新工事を実施した。

また、市民文化センター大ホールの調光・音響設備のリースや舞台照明負荷設備の保守点検業務を実施し、利用者の安全確保と快適な利用環境の改善を図ることができた。

＜事業費＞ 38, 927千円

(4) 体育施設環境整備事業

スポーツに親しむ市民の利便性向上を図るため、老朽化している各施設・設備の維持補修を実施した。平成30年度は、東雲市民プール起流装置配管更新工事、山根公園屋内プール管理棟防水改修工事、多喜浜体育館フットサル用防球ネット布設工事を実施した。

また、市営野球場集草機1台、東雲競技場防災収納ベンチ4台等の備品購入のほか、重量挙練習場整備工事实施設計、国領川緑地テニスコート（クレイ）災害復旧業務を行い、市民が利用する体育施設・設備の機能充実が図られた。

＜事業費＞ 49, 960千円

(5) 発達支援教育充実費

障がいや発達課題のある子どもが、地域でともに育ち、学び、働き、自立した生活が送れるよう、関わる保育士や教職員等の専門性向上を図るとともに、障がい理解に向け啓発を行った。

- ・地域発達支援協議会の開催（年3回）
- ・保育士や学校教職員対象の各種研修会、講演会の開催（年18回：延べ588人）
- ・心理士等の相談員による巡回相談（年58回：延べ438人）

- ・総合相談及び特別支援学校等と連携した聴覚相談（延べ1,780回）
 - ・早期療育通園事業（ことばの教室、育ちの教室）の実施（延べ実施回数1,933回）他
- <事業費> 21,504千円

(6) 給食運営改善事業

購入後10年以上を経過した設備・備品の老朽化、相次ぐ故障により学校給食の運営に支障をきたしていることから、器具等の修繕、更新により円滑で衛生的な学校給食の運営が図られた。また、調理作業効率も向上し、安全な作業環境に改善された。

- ・学校給食センターの食器洗浄機、食器浸漬機の更新
- ・食器や老朽化している冷凍冷蔵庫などの厨房器具類の更新
- ・警報機などのガス設備の更新
- ・厨房器具の修繕

<事業費> 76,926千円

(7) 図書館充実費

図書館資料の充実を図るとともに、利用者用コピー機やインターネット端末の設置により市民が必要とする情報提供を行い、利用促進を図った。また、図書館まつりやおはなし会の開催、児童・生徒を対象にした子供読書通帳マラソンの実施のほか、別子銅山に関する本の解説講座の開催や郷土資料や古文書のデジタル化を行う等、地域資料の活用促進と郷土の歴史や文化を次世代へ継承する取組も行っている。

<事業費> 22,703千円

【図書等購入点数】

	一般用	児童用	計	AV購入 点数
本館	5,858	2,441	8,299	437
移動図書館	729	838	1,567	0
角野分館	1,017	723	1,740	0
計	7,604	4,002	11,606	437

(8) 総合文化施設の運営

新居浜の歴史、文化、芸術を通して市民が集い交流する場として、平成27年7月の開館以来、施設の管理運営を行うとともに市民の創作、発表、鑑賞等の機会を提供した。

【来館者数】

年 度	人 数 (人)
平成27年度	192,194
平成28年度	227,392
平成29年度	232,090
平成30年度	205,749

※平成27年度は、7月18日開館日からの人数

<事業費> 225,797千円

- ・総合文化施設管理運営費 176,810千円
- ・総合文化施設充実費 18,951千円
- ・総合文化施設環境整備事業 6,422千円
- ・日暮別邸移築記念特別企画展開催事業 23,220千円

4 幼稚園保育料の調定収入状況

(単位：円)

幼稚園名	調定額	収入済額	収入未済額	備考
王子	2,414,530	2,414,530	0	
神郷	2,149,200	2,149,200	0	
計	4,563,730	4,563,730	0	

5 使用料の調定収入状況

(単位：円)

区分	調定額	収入済額	収入未済額
市民体育館使用料	5,938,390	5,938,390	0
東雲市民プール使用料	1,861,034	1,861,034	0
テニスコート使用料	5,444,260	5,444,260	0
山根公園屋内プール使用料	7,451,530	7,451,530	0
山根市民グラウンド使用料	128,660	128,660	0
山根総合体育館使用料	2,949,643	2,949,643	0
市営野球場使用料	638,115	638,115	0
市営サッカー場使用料	1,234,065	1,234,065	0
多喜浜体育館使用料	807,876	807,876	0
銅山の里自然の家使用料	0	0	0
文化振興会館使用料	1,090,295	1,090,295	0
自動販売機設置使用料（体育施設）	4,412,591	4,412,591	0
自動販売機設置使用料（文化施設）	564,968	564,968	0
市民文化センター施設使用料	12,849,628	12,849,628	0
美術館観覧料・使用料	2,533,050	2,533,050	0
広瀬歴史記念館観覧料・使用料	2,295,200	2,295,200	0
自動販売機設置使用料（広瀬歴史記念館）	238,210	238,210	0
学校施設開放使用料	4,035,700	4,035,700	0
自動販売機設置使用料（公民館）	1,569,044	1,569,044	0
別子ハイツ自然学習館使用料	504,487	504,487	0
自動販売機設置使用料 （高齢者生きがい創造学園）	71,801	71,801	0
図書館ティールーム使用料	381,517	381,517	0
教職員住宅使用料	348,000	348,000	0

※銅山の里自然の家については、平成29年3月1日から休館、平成30年10月1日廃止。

6 指摘事項及び回答内容（回答は令和2年2月7日付け）

(1) 放課後児童クラブの備品購入について

各小学校に設置している放課後児童クラブの備品購入については、学校教育課がとりまとめて行っているが、同課及び各小学校の備品台帳には放課後児童クラブの備品が記載されておらず、同課独自で別の簿冊を編さんし、保管していた。放課後児童クラブ関係の物品購入は、件数・金額とも相当な数に上るので、新たに備品台帳を簿冊目録に追加記載し、所定の表紙・背表紙を装丁して適正に保管するよう改められたい。

(学校教育課)

<回答>

放課後児童クラブの備品購入に関する備品台帳の管理については、件数が多いため、引き続き学校教育課でとりまとめて行います。

また、簿冊台帳については、簿冊目録にも追加記載し、表紙・背表紙を装丁して適正に保管してまいります。

(2) 小学校電力デマンド監視業務について

省エネ推進のため、市内6小学校に電力デマンド監視装置を設置・監視する業務を委託しており、受託事業者は毎月当装置に記録された管理データによる電気使用量の状態を教育委員会事務局に提出している。当装置設置の期待される効果は、最大電力の見える化や目標電力超過時の警報発信によって負荷制限を行うなど、得られたデータを活用して迅速、適切に対応を行い、省エネ及び電気料金の低減に資することである。

現状の運用がデータの記録だけにとどまっていることはないか、利活用の実態を調査し、効果的な活用が図られていない場合は、撤去を含め適切な対応策を検討されたい。

(学校教育課)

<回答>

小学校電力デマンド監視業務は、電気の使用量の抑制、使用量の多い時間帯を分析し、電気の使用方法を見直すことで、電気料金の低減に努め、省エネルギーを目的に実施しています。

令和元年度については、普通教室及び特別教室に空調を設置したことから、大幅に電気の使い方が変わるため、電気の使用量、使用量の多い時間帯、適切な目標デマンドの設定や、デマンドを抑える手段などの分析に、本業務はこれまで以上に重要になると考えております。

データの記録だけにとどまらず、得られたデータを有効活用し、各学校と情報共有することで、空調の使用方法、省エネルギーについて考えを深めてまいります。

(3) 文化体育施設の管理運営費について

本市の文化体育施設は、契約期間5年間の指定管理者制度により管理運営されており、平成30年度末において新たな契約が締結された。平成27年度定期監査において、指定管理者の要員配置や委託業務の効率化等について、仕様変更等が可能となる次期契約時までには改善策を検討するよう指摘していたが、契約更新に係る保存資料には検討の記録が記載されておらず、仕様の見直しが十分行われたとの確証は得られなかった。

当制度において仕様内容の見直しは5年に一度の数少ない機会であり、本市職員に求めら

れる3C(Challenge、Change、Cost)を形で表し得る絶好の機会でもある。今後、契約締結に際しては、仕様内容をしっかりと再検証するとともに、その記録を起案書に添付するなど、強いコスト意識と変革意識を持って業務を遂行されたい。

(スポーツ振興課、文化振興課)

<回答>

平成30年度末に新たな契約を締結するにあたり、業務内容、人員配置、委託業務の内容等につきまして、より効果効率的な施設管理運営を行うため公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団から、事前に業務内容等について聞き取りを行い、見直し、改善を行っております。

ただ、ご指摘のとおり、検討内容等についての記録を残すことはしておりませんでしたので、次期契約更新に向けて、検討内容は記録として残しながら、仕様内容等の検証を行ってまいります。